

# 議 事 録

令和元年度四万十町農業委員会 9 月総会

日 時	令和元年 9 月 25 日 (木) 午後 3 時 30 分 開議	
場 所	四万十町役場 十和地域振興局 2 階大ホール	
日 程		
第 1	指定第 11 号	会期の決定について
第 2	指定第 12 号	議事録署名委員の指名について
第 3	報告第 12 号	農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
第 4	報告第 13 号	非農地証明事務処理報告
第 5	議案第 24 号	農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について
第 6	議案第 25 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
第 7	議案第 26 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
第 8	議案第 27 号	四万十町農用地利用集積計画の決定について
第 9	議案第 28 号	農用地利用配分計画案に対する意見決定について
第 10	議案第 29 号	四万十町農業振興地域整備計画の変更について
第 11	議案第 30 号	経営基盤強化促進法に基づく「市町村基本構想」の変更について
第 12	報告第 14 号	四万十町農業委員会活動報告について
第 13		その他

## 〔出席委員〕

- |            |           |           |           |           |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 下元 弘章   | 2. 掛水 誠幸  | 3. 廣井 栄治  | 4. 小野 重明  | 5. 濱田 誠   |
| 6. 下元 誠一郎  | 7. 浜田 大彰  | 8. 宮崎 恵美子 | 9. 太田 祥一  | 10. 山本 道雄 |
| 11. 甫喜本 治誠 | 12. 山脇 文男 | 13. 伊東 智江 | 14. 武内 道則 | 15. 吉良 榮  |
| 16. 竹内 純   | 17. 中原 英昭 | 18. 欠席    | 19. 林 幸一  |           |
| 20. 中城 康子  | 21. 岡村 博晶 | 22. 西井 健夫 | 23. 西内 一隆 | 24. 市川 絢子 |
| 25. 欠席     | 26. 甲把 雄  | 27. 欠席    | 28. 欠席    | 29. 欠席    |
| 30. 欠席     | 31. 猪野 啓一 | 32. 欠席    | 33. 欠席    | 34. 宮谷 和夫 |
| 35. 山崎 力   | 36. 上野 渡  | 37. 田村 守  | 38. 欠席    | 39. 梶原 美智 |

## 〔欠席委員〕

- |          |          |          |          |          |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| 18 宮脇 真弓 | 25 窪田 良一 | 27 市川 正司 | 28 大西 博之 | 29 石田 芳秋 |
| 30 澤田 憲男 | 32 山本 奨一 | 33 東出 一茂 | 38 佐々木 通 |          |

## 〔事務局〕

西田 尚子・林 和利・田中 淳一郎・池本 拓矢・宮本 和也・山川 美恵

## 〔説明者〕

高橋 亮・正岡 静江 (農林水産課)

事務局長

それではただ今より、令和元年度四万十町農業委員会 9 月総会を開催いたします。ご起立ください。礼。ご着席ください。会に先立ちまして、会長よりご挨拶申し上げます。

会長

どうも皆さん大変お忙しい時にお集まりいただきまして、この天気のいい時に皆さん稲刈りをしたいところだと思います。9 月の 17 日に産業振興計画フォローアップ委員会という会がありまして、僕は農業分野で高知県農業協同組合中央会の会長と参加させていただきまして、報告をさせていただきます。知事も皆さんご承知のとおり 12 月 6 日までが任期ということで、フォローアップ委員会最後の会ということで、挨拶もされ色々な思いも聞いたところですが、農業、林業、水産業、商工業、観光、こんな分野でずっと報告があるのですが、報告だけで 2 時間半それを聞いたうえで意見交換ということなのですが、知事が就任してから 21 年から産業振興計画が始まってすごく色々な意味で高知県は伸びています。例えば、1 人当たりの県民所得を見た時に平成 20 年に 2,208,000 円だったのが、平成 28 年には、2,567,000 円ということで、16.3% 伸びています。ちなみに全国と比べると平成 20 年は、全国平均 2,843,000 円、平成 28 年は、3,082,000 円と高いのですが、伸び率としては 8.4%。倍以上、高知県は平均所得が伸びている。それから有効求人倍率を見たときに平成 20 年は 0.46 倍だったのが、平成 30 年には 1.27 倍となっている。地産外商の事業で平成 24 年が 2.5 億円だったのが、平成 30 年には、66.8 億円、約 27 倍。それから、県外からの移住者は、平成 23 年に 120 組 241 人が、平成 30 年には 934 組 1,325 人で 8 倍。こんな感じで全国から比べても高知県はすごく伸びています。これが産業振興計画で一つ一つの分野を計画立てて積み上げてやってきた成果が現れてきているんじゃないかなと。本当に知事が中心となって各部長が担当になって本当に大変だと思います。それで、農業分野をちょっと言いますと、農業の算出額が平成 20 年には 1,026 億円だったのが、平成 29 年には 1,201 億円ということで、目標は 1,060 億円ですので目標はとっくにクリアしているような状況です。この原因となるものは、皆さんご承知の環境整備技術が平成 27 年には、94.7ha だったのが、平成 30 年には、380ha。次世代ハウスが、平成 27 年に 12.6ha が平成 30 年には、46ha。こういう事をやったことで、平均収量が 10a あたり 15% ぐらい増加しているということです。それから、集落営農組織としては、意外と伸びていない、119 組織から 154 組織ということです。それから、土佐赤牛が平成 24 年には 1,720 頭だったのが、平成 30 年には 2,399 頭ということです。戻りますが、環境整備技術にしても、平成 20 年が 123 ヶ所、平成 30 年が 230 ヶ所。まだ、普及率としては半分という状況です。ただ、一方で販売農家数を見てみると平成 22 年には、18,500 戸あったのが、平成 30 年には 14,100 戸、4,400 戸減っている。それから、耕地面積も 28,700ha あったのが、27,400ha ということで、1,300ha 減っている。ということは、農家戸数が減り、面積は減ってきているが、環境制御であったり、次世代ハウスということで、そういうところがぐっと伸びて算出額を押し上げている。ただ、儲けている大きな施設と、高齢の方達がやっている小さな農業の差がどんどん出来ているというのが今、高知の実情ということです。普及率にしても 50%、現実としてはこれを 100% にすると県は目標としてやっているわけですが、なかなか負担金も大きいということで、取り組めないとい

うところがいっぱいあると聞いています。これからが県の振興計画にとっても正念場かなと感じました。ちなみに、地域アクションプランの中に四万十町では、四万十の栗再生プロジェクト、四万十町畑作振興プロジェクト、四万十うまい豚プロジェクト、四万十町産鶏卵を使用した加工品の生産拡大、6次産業化を目指した事業が進んでおります。こういう状況の中に今高知はあるということを感じました。23人の委員がいるわけですが、東京からどこかの女性社長とか色々な方が来ております。その方が言うには、私が指導して大月か宿毛の、ぶりの売り上げが1億が今は8億になって、すごく伸びているということです。ただ、やっぱりこれから中山間をどう盛り上げていくのか難しい課題であります。高齢化で今日見たとおり今、稲木でやっている所もありますし、あの人たちが居なくなったらあの農地はどうになってしまうのかというのが現実ですし、その集落が無くなってしまわないのかと危惧されます。そういう所を今からどういう風にやっていくのか、そういう意味では、県としては中山間の応援体制は産業振興計画の中でもすごく出来てきているのですが、地域として市町村としてどうそれを捉えて進めていくのかがこれからの課題だと思いますので、今からは集落営農組織も含めて地域で考え進んでいくことが益々問われてくると感じています。挨拶はこの辺で終わります。以上です。

会長                    それではただ今から、令和元年度四万十町農業委員会9月総会を開会いたします。総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、私が議長を務めますのでよろしくお願いいたします。

議長                    それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。ご起立をお願いします。今回の発声は、議席番号37番田村守委員にお願いします。

37番                    四万十町農業委員会憲章の発声

委員                    ～朗読～

議長                    ありがとうございます。ご着席下さい。  
本日の会議に、18番宮脇真弓委員、25番窪田良一委員、27番市川正司委員、28番大西博之委員、29番石田芳秋委員、30番澤田憲男委員、32番山本奨一委員、33番東出一茂委員、38番佐々木通委員から欠席の届け出ております。

議長                    次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により農業委員18名、推進委員12名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立しております。

本日の議事日程はお手元に配布しているとおりです。それでは、議事に移ります。

日程第1、指定第11号「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。令和元年度四万十町農業委員会9月総会の会期は、令和元年9月25日の本日1日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日 1 日といたします。  
次に、日程第 2、指定第 12 号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。  
四万十町農業委員会会議規則第 24 条第 3 項の規定により、議事録署名委員を 2 名指名  
したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に 4 番、小野重明委員と、36 番、上野渡委員を指  
名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。  
続いて日程第 3、報告第 12 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出について」を議  
題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 12 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届け出について報告します。  
ページは、3 ページです。件数は、窪川地域の 1 件になります。  
なお、相続人の氏名・住所については、お手元の議案書のとおりです。  
それでは、番号 1 について説明します。  
土地の所在、黒石字馬吾郎、1410 番、地目 田、面積、2,634 m<sup>2</sup>です。  
以下 4 筆あり、合計 5 筆で、面積が 9,814 m<sup>2</sup>です。  
届出日、令和元年 9 月 3 日、届出事由、相続。あっせん希望については、希望しない  
となっております。以上で説明を終わります。

議長 報告第 12 号について事務局の説明が終わりました。これは事務処理報告ですが何か  
ありませんか。特になければ報告第 12 号は終わります。

議長 続いて、日程第 4、報告第 13 号「非農地証明事務処理報告」についてを議題と  
します。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 13 号 四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第 6 項及び四万十町農業  
委員会事務局規定第 8 条第 5 号の規定により非農地証明書を発行しましたので報  
告いたします。議案書は 4 ページをご覧ください。今月は全部で 1 件となってお  
ります。添付資料は 1 ページから 3 ページです。黒石字柳サコ 1174 番 13、地目、  
田、面積、1,099 m<sup>2</sup>、同じく 1174 番 15、地目、田、面積、1,864 m<sup>2</sup>です。申請地  
は、18 年ぐらい前より耕作しておらず現在は原野の状態であり、一部は山林とな  
っております。担当委員、職員で現地確認し、四万十町非農地証明書発行事務取扱  
要領、第 4、証明基準のウ、やむ得ない事情によって 10 年以上耕作放棄されたた  
め、農地への復旧ができない土地と認め、令和元年 9 月 3 日、非農地証明を発行  
しております。以上です。

議長 報告第 13 号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告です

が何かありませんか。特になければ、報告第 13 号は終わります。

議長 続いて、日程第 5 議案第 24 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 24 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」ご説明いたします。ページは、5 ページになります。件数は、窪川地域の 3 件です。譲受人・譲渡人の氏名・住所等については、お手元の議案書のとおりです。

添付資料、位置図等は 4 ページからとなります。それでは、番号 1 について説明します。土地の所在、興津字岡ノ前、1028 番 1、地目、田、面積、864 m<sup>2</sup>です。以下 3 筆あり、合計 4 筆で、面積が 2,885 m<sup>2</sup>です。権利事由は、所有権移転の贈与。譲受理由は、相手側の要望。譲渡理由は、経営規模縮小とのことです。下限面積は達成しています。申請地では、水稻を栽培する計画です。

続きまして、番号 2、興津字古川、1555 番 4、地目、畑、面積、347 m<sup>2</sup>です。権利事由は、所有権移転の売買。譲受理由は、相手側の要望。譲渡理由は、経営規模縮小とのことです。下限面積は達成しています。申請地では、ミョウガを栽培する計画です。

続きまして、番号 3、土地の所在、興津字元脇、93 番、地目、畑、面積、644 m<sup>2</sup>です。権利事由は、所有権移転の売買。譲受理由は、相手側の要望。譲渡理由は、経営規模縮小とのことです。下限面積は達成しています。申請地では、ミョウガを栽培する計画です。以上で説明を終わります。

議長 議案第 24 号について事務局の説明が終わりました。それでは、番号 1 番から順番に担当委員の補足説明をお願いします。11 番、甫喜本治誠委員。

11 番 番号 1 番から説明します。譲受人から確認しました。現状は田んぼであることを確認しております。譲受人は農地を有効的に利用しています。譲受人は年間 150 日以上作業に従事しています。取得する周辺農地には営農上悪影響を与えないことを確認しております。譲渡人は県外にいるために今後継続的に耕作が困難なため、贈与に至ったようです。譲受人は地域の担い手でもあり意欲のある農家です。今後は水稻を中心に耕作をしていくとのことです。以上の結果、1 番の所有権移転については問題ないと判断いたしました。続きまして、2 番について、譲受人から確認をいたしました。土地の現状は畑であることを確認しております。譲受人は、農地を有効的に利用しています。譲受人は、年間 150 日以上農作業に従事していることも確認しております。取得する周辺農地には営農上悪影響を与えないことを確認しております。譲渡人は高齢のため、今後も耕作が困難なため売買に至ったということです。譲受人は地域の担い手でもあり、意欲のある農家です。今後、ハウスミョウガを耕作していくそうです。以上の結果、2 番の所有権移転については、問題ないと判断いたしました。続きまして、3 番について、譲受人から確認をいたしました。現状は畑であることを確認しております。譲受人は農地を有効的に利用しています。譲受人は、年間 150 日以上農作業に従事していることも確認しております。取得する周辺農地には

営農上悪影響を与えないことを確認しております。譲渡人は高齢のため今後継続して耕作が困難なため売買に至ったということです。譲受人は、地域の担い手でもあり、意欲ある農家です。今後もハウスミョウガを耕作するそうです。以上の確認の結果、3番の所有権移転の売買については問題ないと判断いたしました。それと、売買に至って2番と3番の10aあたりの金額が9万くらいの差があると思いますが、日当たりとか立地の関係で価格差があります。以上です。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。  
議案第24号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決を行います。  
議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第24号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第6 議案第25号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第25号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」をご説明いたします。議案書につきましては、6ページです。今回は窪川地域1件、西部地域から1件となっております。番号1番について説明いたします。添付資料につきましては9ページから10ページをご覧ください。申請地は1筆で小向字杉ノナロ147番3、地目、畑、面積、260㎡のうち25㎡の農地です。申請人は記載のとおりとなっております。転用目的は墓地。転用理由につきましては、納骨堂の移転となっております。農地区分につきましては、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しないその他の農地第2種と判断しております。転用計画につきましては、10ページの土地利用計画図に示している形で納骨堂を整備する計画です。周囲の状況ですが、南側北側は同意ありの農地、東側西側は申請人の農地となっております。土地の造成につきましては、造成は特になく現状のまま利用し整地後砂利敷きという計画です。進入路につきましては、西側の道から畑内をとおる徒歩にて進入する計画です。排水計画につきましては、雨水のみで自己所有農地で自然浸透する計画となっております。関係法令に基づく、墓地埋葬法の申請は現在申請中であることを担当課で確認

をしております。資金計画につきましては、金融機関の残高にて必要な事業費以上であることを確認しております。以上です。

続きまして、西部地域からです。西部地域からは1件となっております。番号2番についてご説明いたします。添付資料につきましては11ページから13ページをご覧ください。申請地は1筆です。土地の所在、大正字栗尾1129番、地目、畑、面積は907㎡の内16㎡です。申請人は記載のとおりです。転用目的は墓地、転用理由は納骨堂の新設です。農地区分につきましては、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しないその他の農地、第2種と判断しております。転用計画につきましては13ページの土地利用計画図に示している形で納骨堂を整備する計画です。周囲の状況は南側は同意ありの畑、西側は申請人の畑と宅地、東側も同意ありで畑と山林となっております。土地の造成計画につきましては、現状のまま利用し整地後に砂利敷きにする計画です。進入路につきましては、西側の宅地から進入をします。排水計画につきましては、雨水のみで周辺自己所有農地で自然排水する計画です。関係法令につきましては、墓地埋葬法の申請は今現在申請中であることを担当課で確認をしております。資金計画につきましては、金融機関の残高にて必要な事業費以上であることを確認しております。以上です。

議長 議案第25号について事務局の説明が終わりました。それでは番号1番から担当委員の補足説明をお願いします。事務局。

事務局 石田芳秋委員が本日欠席のため、事務局より報告をいたします。22日に申請人に来て話を聞いてきたそうです。申請にかかる用途に遅滞なく供することの確実性ですが、許可あり次第着手するそうです。計画面積の妥当性ですが、必要最小限の計画で問題ないとのこと。周辺農地等への営農条件の支障の有無ですが、周辺農地の同意もありまして営農への支障についても問題ないとのこと。以上の結果、番号1の転用については特に問題ないとのこと。以上です。

議長 それでは、番号2番。16番、竹内純委員。

16番 先ほど、事務局からありました説明のとおりであります。自分が農業委員をやっている関係で、墓地について最初、相談を受けました。こういう書類、こういう手続きが必要であると説明をしました。その結果、無事出てきたわけですが、許可がおり次第着手することを確認しております。土地につきましては、必要最小限の面積であり問題ないと思います。また、周辺農地の同意もあり問題ありません。直径100m以内に2軒の家があるのですが、そちらも許可をもらっています。排水計画につきましても自己所有地に排水するため問題ないと思います。以上です。

議長 議案第25号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。  
議案第 25 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第 25 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 7 議案第 26 号「農地法第 5 条第 1 項による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 26 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」をご説明いたします。議案書につきましては 7 ページ。今月は窪川地域から 2 件となっております。番号 1 について説明いたします。申請地は 1 筆で六反地字戸樋ノ本 131 番 1、地目、田、面積、480 m<sup>2</sup>の農地です。権利事由は、所有権移転の売買となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりとなっております。転用目的につきましては一般住宅の建築となっております。転用理由につきましては、現在借家に住んでおまして、自己住宅を建築したく適地を探していたところ、譲っていただけることになったようです。農地区分ですが、申請地は六反地の駅から 300m 以内にありますので、第 3 種農地と判断し、転用は可能と考えております。転用計画につきましては、14 ページから 18 ページの添付資料ですが、16 ページの土地利用計画図に示している形で住宅、駐車場等を整備する計画となっております。周囲の状況ですが、周りはずべて宅地となっているところですが、土地の造成計画につきましては、現状のまま整地し砂利敷き計画となっております。進入計画につきましては、西側の町道から進入を計画しております。排水計画につきましては、生活雑排水は合併浄化槽を設置し既存の北側の水路に排水する計画です。雨水については自然浸透となっております。資金計画につきましては、借入計画にて必要な事業費を確保していることを確認しております。番号 1 番につきましては以上です。

続きまして、番号 2、申請地は 1 筆、富岡字下ノ駄場 116 番 6、地目、田、面積、464 m<sup>2</sup>です。権利事由につきましては、所有権移転の売買です。譲渡人、譲受人は記載のとおりとなっております。転用目的につきましては、一般住宅の建築です。転用理由につきましては、富岡地域で高速道路の延伸によりまして、立ち退きを余儀なくされ、同地区で自己住宅の建築を行うものでございます。農地区分ですが、申請地は 10ha 以上の農地の広がりある農地の周辺部でありまして、第 1 種農地と判断しております。ただし、第 1 種農地の不許可の例外規定である農地法施行規則第 33 条第 1 項第 4 号、住宅その他申請に係る土地周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当し、第 1 種農地であっても例外的に許可することができると判断しております。転用計画につきましては、

21 ページの土地利用計画図に示している形で住宅、駐車場を整備する計画となっております。周囲の状況ですが、東側は山林、西側は同意ありの田、南側は申請人の土地、北側は同意ありの田になります。土地の造成計画については、現状のまま整地し砂利敷きの計画です。進入計画については、西側の農道から進入します。排水計画については、生活雑排水は合併浄化槽を設置し、北側既存の水路に排水します。雨水について自然浸透する計画です。資金計画については、立ち退きに伴う移転契約書により、必要な事業費が確保されていることを確認しています。以上です。

議長 議案第 26 号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。8 番、宮崎恵美子委員。

8 番 20 日に譲受人にお話を聞いてきました。一緒に土地を見てきましたが、現在は柚子の木が植わっています。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性ですが、許可あり次第着手することを確認しています。計画面積の妥当性ですが、必要最小限の面積で問題ないと思います。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、周辺には農地もありませんので問題ないと思います。排水は近くに水路がありますが、同意ももらっておりますので問題はないと思います。仕事上帰ってくるのが遅いので隣との間をあけて自家菜園の畑と駐車場にするそうです。以上です。問題ないと思います。

議長 番号 2 番。

事務局 石田芳秋委員が欠席のため、事務局より報告します。22 日に譲受人に会って話を聞いたそうです。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、許可あり次第着手とのことです。計画面積の妥当性、必要最小限の計画で問題ないとのことです。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無は、周辺農地の同意もあり、営農への支障についても問題ないとのことです。以上の結果、番号 2 の転用は特に問題ないとのことでした。

議長 議案第 26 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

10 番 図面上で、大根、玉ねぎ、イモ類を作るような畑として残るような見方をされるのではなか。

事務局 家庭菜園という形で見てくれますので宅地内でそう広くはなく家で食べる分を作るような分類になりますので、畑にはしなくてかまいません。

10 番 古い住宅を買ったときに、中に畑がちょっとあって、住宅は買えるけど畑は買えないパターンが前にあったのですが。

事務局 その場合は、そこの地目が畑で残っている場合は家庭菜園とは言えないので、その

宅地の中に畑という分類。畑という地目があつてその横に住宅があつたら一緒には売ってくれない。

9 番 家庭菜園の面積ってありますか。

事務局 決まったものではありません。

9 番 1 反、2 反だろうと？

事務局 一般的に言われるのが、宅地の敷地内ということです。

議長 基本的に 500 m<sup>2</sup>以内のその中に家庭菜園、農家住宅であればもつとかまいませんが、全体の面積が決められています。

8 番 宅地で税金払うほうが高いですね。

議長 もちろん。

議長 他に質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしとみとめ、質疑を終結し採決します。

議案第 26 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 26 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 8 議案第 27 号「四万十町農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 27 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和元年 10 月 1 日付けで公告したい旨、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により四万十町長より提出がありましたので、ご審議、ご決定をお願いいたします。なお、提出されました申

出書につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ページは、9 ページです。件数は、窪川地域の 2 件となります。

利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者の氏名・住所および、賃借料等については、お手元の議案書のとおりです。添付資料、位置図等は 24 ページからとなります。

それでは、番号 1 について説明します。土地の所在、興津字松尾地、3754 番、地目、田、面積、2,143 m<sup>2</sup>です。以下 1 筆あり、合計 2 筆で、面積が 3,036 m<sup>2</sup>です。設定は、新規です。期間は、令和元年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの 10 年です。作物は、水稻を栽培する計画です。権利は、使用貸借権での設定です。

続きまして、番号 2、土地の所在、窪川中津川字上栗ノ木、643 番、地目、田、面積、2,004 m<sup>2</sup>です。以下 1 筆あり、合計 2 筆で、面積が 2,414 m<sup>2</sup>です。設定は、新規です。

期間は、令和元年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までの 5 年です。作物は、水稻を栽培する計画です。権利は、賃貸借権での設定です。賃借料は、植栽面積で計算されています。以上で説明を終わります。

議長 議案第 27 号について事務局の説明が終わりました。この後、配分計画案が出てきますのでそこで補足説明をしていただきます。議案第 27 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。  
議案第 27 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第 27 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 9 議案第 28 号「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 28 号「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」説明します。別紙のとおり農用地利用配分計画案について、四万十町長より提出あったので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により意見の決定を求められたものです。ご審議、ご決定をお願いいたします。ページは、11 ページです。件数は、窪川地域の 2 件となります。権利設定を受ける者の氏名・住所および、賃借料等については、お手元の議案書のとおりです。

添付資料、位置図等は 32 ページからとなります。それでは、番号 1 から説明します。

番号 1、土地の所在、興津字松尾地、3754 番、地目 田、面積、2,143 m<sup>2</sup>です。

以下 1 筆あり、合計 2 筆で、面積が 3,036 m<sup>2</sup>です。権利の種類は、使用貸借権の設定。期間は、県認可日から令和 11 年 9 月 30 日までです。水稻を栽培する計画です。

続きまして、番号 2、土地の所在、窪川中津川字上栗ノ木、643 番、地目 田、面積、2,004 m<sup>2</sup>です。以下 1 筆あり、合計 2 筆で、面積が 2,414 m<sup>2</sup>です。権利の種類は、賃貸借権の設定。期間は、県認可日から令和 6 年 9 月 30 日までです。水稻を栽培する計画です。賃借料は、植栽面積で計算されています。以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。11 番、甫喜本治誠委員。

11 番 番号 1 番について、借受人から話を聞いてきました。借受人は認定農業者でもあり、地域の担い手でもあります。年間 150 日以上 of 農作業に従事していることも確認しております。農地は田んぼであることも確認しております。周辺農地への悪影響与えないことも確認しております。配分計画後の作物は水稻を作付けするということも確認しております。以上の結果、別に問題ないと思います。

議長 それでは、番号 2 番。

事務局 番号 2 について、欠席の市川正司委員から、補足説明について事前に連絡がありましたので報告します。

番号 2 の利用配分計画について、現地及び実施内容等、確認した結果、他への影響等、特に問題はないと認められます。とのこと。以上です。

議長 議案第 28 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 28 号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 28 号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 10 議案第 29 号「四万十町農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。

本議案は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定に基づき、令和元年 9 月 9 日付で、町長より協議のありました、四万十町農業振興地域整備計画の変更について、農業委員会の意見を具申するものであります。担当課の説明を求めます。

農林水産課 いつもお世話になっております。農林水産課の正岡です。それでは、農業振興地域整備計画の変更についてご説明させていただきます。今回の案件は、農用地区域への編入が 85 筆、除外が 6 筆となっておりますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。それでは、編入案件についてご説明いたします。編入案件につきましては、資料の 1 ページから 6 ページをご覧ください。整理番号 1 番から 10 番と 79 番から 85 番が日本型直接支払制度に新規加入するために編入したいと申出のあった農地です。整理番号 11 番から 56 番が、農地中間管理機構関連、農地整備事業に取り組むために編入したいと申出のあった農地です。整理番号 57 番から 78 番が農地耕作条件改善事業に取り組むために編入したいと申出のあった農地です。関係者は記載のとおりです。農地は大字金上野字岡ハナ 627 番 1 他 84 筆で現況地目はそれぞれ記載のとおりとなっております。地積は合計で 42972.22 m<sup>2</sup>となっており、今回新規に編入したいと申出がありました。

続きまして、除外案件についてご説明いたします。資料の 67 ページをご覧ください。整理番号 1 番から 3 番、関係者は記載のとおりです。農地は大字若井字若松 37 番 1、同じく 1112 番、1113 番、現況地目は田、地積は 430 m<sup>2</sup>、943 m<sup>2</sup>、2,327 m<sup>2</sup>となっており、水産加工施設に供したいという申出がありました。続きまして、整理番号 4 番、農地は大字床鍋字山ノ下タ 1613 番、現況地目は畑、地積は 57 m<sup>2</sup>のうち 9 m<sup>2</sup>を墓地に供したいという申出がありました。続きまして、整理番号 5 番、農地は大字仁井田字川原田 351 番 1、現況地目は休耕、地積 138 m<sup>2</sup>となっており、露天駐車場に供したいという申出がありました。この土地は 10 年ほど前より農地として現況が失われていたため、農地ではないと勝手に解釈し整地したうえ、露天駐車スペースとして利用していました。この後再びこういった不始末を起こすことのないよう十二分に注意しますと書かれた始末書を添付いただいておりますので、今回に限り始末書により処理をしたいと思ひます。除外完了後、速やかに転用申請を行う予定と伺っております。続きまして、整理番号 6 番、農地は大字昭和字カラ谷 365 番 1、現況地目は畑、地積は 784 m<sup>2</sup>のうち 25 m<sup>2</sup>を墓地に供したいという申出がありました。以上、合計で 6 筆 3,872 m<sup>2</sup>について除外したいと申出がありました。以上の案件につきまして審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 担当課の説明が終わりました。

議長 議案第 29 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

議長 67 ページの除外案件、今回水産加工施設ということで 1 番、2 番、3 番と出てき

ていますが、除外を農業員会で通すということは、次に転用として出てくるわけですが、必然的に転用も許可になるわけです。その辺を慎重に皆さんご検討ください。この図面を見てもらったら分かりますが、両方田んぼでど真ん中に加工施設ができることのように。地域への説明、地域の同意はどうなっているのか、その辺を教えてください。

農林水産課 周辺の同意についてですが、1111番についてはすでに同意済みです。39番1については、書面での同意はまだですが、6月の若井集落の会に四万十うなぎの社長が出向き、概要を説明したところ反対の意見もなく了承されたと伺っております。農地転用申請時には同意書の準備ができる予定です。

議長 ある程度地域にも同意を得て、隣接地にも了承を得ているという事ですね。

1番 ちょっと分からないのですが、市町村の農業委員会が決めて、県でそのままおるのは決まっているのですか。

議長 決まってはいいないです。農業委員会として除外案件を審議している中で除外が妥当と判断になれば、転用案件が出てきた時に、今度はだめですとはならないと話しているだけです。

議長 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第29号「四万十町農業振興地域整備計画の変更について」異議ない旨を、町長へ回答することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第29号「四万十町農業振興地域整備計画の変更について」は、異議ない旨、四万十町長へ回答することに決定しました。

なお、軽微な変更や修正がある場合は、町当局と会長の協議で行うものと思いたいと思います。ご異議ございませんか。

議長 異議が無いようですので、そのように決定いたします。

議長 続いて、日程第11 議案第30号「経営基盤強化促進法に基づく「市町村基本構想」

の変更について」を議題とします。

本議案は、農業経営基盤強化促進法施行規則第7条に基づき、令和元年9月5日付で、町長より協議のありました、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、農業委員会の意見を具申するものであります。担当課の説明を求めます。

農林水産課 経営基盤強化促進法に基づく「市町村基本構想」の変更案について説明させていただきます。農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想とはの部分からなのですが、これは農業経営基盤強化促進法の規定に基づいて、県が基本方針を定めることとなっています。それに即して町が効率的かつ安定的な農業経営を行っていくための、いわゆる認定農業者や認定新規就農者の所得目標や農業経営を営む者に対する農用地の利用集積目標などを定めているものとなっております。この基本的な構想の策定や変更にあたっては、先ほど会長からありましたとおり、農業委員会及び農業協同組合の意見を聞かなくてはならないとなっておりますので、よろしく願いいたします。それでは、主な変更点について説明させていただきます。変更点は赤字の部分となっております。まず、全体をとおして平成31年1月1日で高知県下の農協合併に伴い四万十農業協同組合、高知はた農業協同組合と表記されておりましたのを高知県農業協同組合（四万十営農経済センター及び北幡営農センター）という表現に変更させていただきました。これは基本構想の中で、全部で8ヶ所出てきますので、お目通しください。まず1ページからになります。総面積を平成31年1月31日国土地理院が公表した642.28 km<sup>2</sup>に変更させていただいております。それから続きまして、2ページになります。2ページの西部地区の高収益作物に最近、大正・十和で約3haから4haの生姜を作付していることから生姜を追加しています。続きまして、6ページになります。6ページの最後の方になりますが、新規就農者の育成・確保に関する目標の、具体的な経営指標の部分、主たる従事者1人当たりの年間農業所得は概ね200万円程度という書き方をしていますが、これを1経営体当たりの年間農業所得は概ね250万円程度に変更したいと思います。主たる従事者を1人から1経営体に変えたのには、夫婦等で就農の場合を考慮して1経営体としております。年間所得は、農業次世代人材投資事業、今の新規就農者に対する補助事業なんです。この事業要件が250万円以上となっておりますので、50万円引き上げて250万円程度としております。続きまして、7ページと11ページに農業経営の指標がありますが、7ページが一般の農業者の方になります。11ページからの分が新規就農者の指標となっております。この中で現在取り組みをされていない施設ミョウガの作型の組み合わせ、施設ニラミネラル栽培を削除。また、施設キュウリの生産方式に炭酸ガス施用を追加しております。ここで1点修正をお願いしたいのが、施設ミョウガの作型の組み合わせについて、7ページ、11ページに削除と書かせてもらっていますが、7ページの方につきましては、促成栽培、抑制栽培の作型の組み合わせを行っているということで、7ページにつきましては、削除しなくて、そのまま生きる形で訂正をお願いします。続きまして、11ページ、12ページの新規就農の方の経営面積についてですが、先ほど200万から250万に所得目標は上げたことに対してこの指標の面積を変更しております。施設ミョウガ15aから20a、施設ピーマン20aから22a、施設ニラ20a

から 25a、生姜 60a としておりますが、50a あれば 250 万にとどくだろうと 50a に変更しております。施設ピーマンの生産方式を促成栽培から雨よけ栽培、いわゆる夏秋ピーマンの方に変更させていただいております。続きまして、22 ページになります。利用権設定等の同意について共有に係る土地について利用権（その存続期間が 5 年）とあるのを、農業経営基盤の強化の促進に関する法律改正が平成 30 年 11 月 16 日に施行されておまして、20 年に変更しております。続きまして、30 ページのエの部分になりますが、青年就農給付金と前の事業名があったのですが、現在は農業次世代人材投資事業という形に平成 30 年より名称を変更しておりますのでそちらを変更させていただきました。続きまして、42 ページここは利用権設定の解約の部分になります、現在載っているのは解約する権利を有しないという形になっておりますが、ここは実態に合わせて、実情は合意解約がなされているため、解約しようとする場合は相手方の同意を要するに変更させていただいております。以上が主な変更点となっております、この他字句の訂正や漢字の誤り等が見られましたのでその訂正を行っております。なお、この変更内容については、四万十町担い手総合育成協議会、いわゆる農協とか普及所など関係機関が集まる協議会で協議した内容となっております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 議案第 30 号について質疑を許します。質疑はありますか。はい、15 番吉良榮委員。

15 番 基本をクリアしないと補助金とかの対象にはならないのですか。

農林水産課 一応、この目標を達成しないと補助金の対象にならないというわけではありません。ただ、これを達成する計画を立てないと認定農業者になれませんので、認定農業者が事業要件とかにあるものであれば事業の対象から外れてきます。

議長 質疑なしと認め、終結したいと思います、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 30 号 「農業経営基盤促進法に基づく「市町村基本構想」の変更に対する意見決定について」異議ない旨、町長に回答することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 30 号 「農業経営基盤強化促進法に基づく「市町村基本構想」の変更について」は、異議ない旨、四万十町長へ回答することに決定しました。なお、軽微な変更や修正がある場合は、町当局と会長の協議で行うものと思いたいと思います。ご異議ございませんか。

議長 異議が無いようですので、そのように決定いたします。

議長 続いて、日程第 12 報告第 14 号「令和元年度 四万十町農業委員会活動報告について」を議題とします。事務局の報告を求めます。

事務局 報告第 14 号「令和元年度四万十町農業委員会 7 月から 9 月の活動報告について」報告いたします。お手元の添付資料 37 ページをご覧ください。毎月の総会、役員会のほか、主なものといたしまして、7 月 24 日高岡郡協議会総会が佐川町で行われ、会長と西田の方で出席しております。8 月 6 日広報等検討委員会が開かれております。8 月 26 日高知県農業会議常設審議委員会、同じ日に農業者年金加入促進特別研修会が高知市で行われており、審議会の方は次長が、年金の方は、宮崎委員と事務局池本が出席しております。9 月 13 日には、窪川地域委員会が作況調査に出ております。明日 26 日には常設審議会が高知市で行われる予定です。以上です。

議長 局長から報告がありました、9 月 13 日に窪川地域委員会が作況調査を行っておりますので、その報告を太田委員からお願いします。

9 番 本来であれば、地域委員長の小野さんが報告することになっておりますが、会議があるということで欠席でしたので、私の方で報告させていただきます。9 月 13 日に農地パトロールと作況調査ということで、毎年恒例でやっておりましたので、新体制になってもやったらどうかということで今年も行いました。バスに乗って通る道々で担当委員さんに説明してもらおうという方式で行いました。役場から見付の方を通りまして、見付では高速道路予定地の説明もありました。東又方面に向かいまして新しくなった支援センターを見たいという意見があり、無人のトラクター、ドローンの防除機、ラジコンの草刈り機、田植え機を見ました。無人トラクターについては、狭い所での実験でしたので失敗して動かなくなりました。ドローンの防除もやってもらいまして、近くに大豆の圃場があり、水を使って飛ばしていただきました。東又から仁井田方面に行き、浜ノ川ではウンカに 3、4 枚やられているのを確認しました。松葉川の市生原では 2 町くらいがウンカにやられているのをバスから降りて見ました。川の反対側米奥小学校通り四万十川を下りながら見ていきました。宮内の方では、委員さんの田んぼも見せていただきました。宮内から神ノ西、大井野、南川口、野地の堰堤まで行って帰って来まして、若井方面に行って養鰻場の予定地も見て来ました。若井川から峰ノ上に行き帰って来ました。全体的にウンカは大小様々ありましたが、過去に例を見ないくらい全滅の所もあり、ウンカの発生状況を確認してきました。作柄については、例年より遅れているようでした。13 日の時点ではこういう状況でしたが、今現在どうなっているか委員さんに見てもらいました。その結果、半分以上やられていた所はほぼ全滅に近いのがいくつもある状況になっています。収量は、今の段階ではウンカの被害だけではなく、全体的に少ないそうです。以上、作況調査の報告と今の現状を報告させていただきました。

議長 ありがとうございます。

議長 報告第 14 号について事務局の報告が終わりました。  
質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑が無いようですので、議案第 14 号 「令和元年度 四万十町農業委員会の活動報告について」を終わります。

議長 続いて、日程第 13 「その他」の件について議題とします。  
事務局ではありませんか。

議長 委員の皆さん何かありませんか。  
なければ「その他」の件については終了いたします。これで、本総会に付議されました案件はすべて終了しました。ご起立をお願いします。以上をもちまして、令和元年度四万十町農業委員会 9 月総会を閉会します。礼。ありがとうございました。

閉会 午後 5 時 20 分